

第六条　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>一 一単位の単価（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）第一号に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価、同号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）第一号に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価をいう。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、短期入所、自立訓練及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）並びに法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）については十円、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等、法第五十一条</p>	<p>一 一単位の単価（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）第一号に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価、同号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）第一号に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価をいう。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、短期入所、自立訓練及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）並びに法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）については十円、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等、法第五十一条</p>

の十九第一項に規定する一般相談支援事業所又は法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割合
一級地	(略)	(略)
	自立訓練 就労選択支援 就労移行支援	千分の千百十八
	(略)	(略)
	(略)	(略)
二級地	(略)	(略)
	自立訓練 就労選択支援 就労移行支援	千分の千九十四
	(略)	(略)
	(略)	(略)
三級地	(略)	(略)
	自立訓練 就労選択支援 就労移行支援	千分の千八十九
	(略)	(略)
	(略)	(略)
四級地	(略)	(略)
	自立訓練 就労選択支援 就労移行支援	千分の千七十二
	(略)	(略)
	(略)	(略)

の十九第一項に規定する一般相談支援事業所又は法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割合
一級地	(略)	(略)
	自立訓練 (新設) 就労移行支援	千分の千百十八
	(略)	(略)
	(略)	(略)
二級地	(略)	(略)
	自立訓練 (新設) 就労移行支援	千分の千九十四
	(略)	(略)
	(略)	(略)
三級地	(略)	(略)
	自立訓練 (新設) 就労移行支援	千分の千八十九
	(略)	(略)
	(略)	(略)
四級地	(略)	(略)
	自立訓練 (新設) 就労移行支援	千分の千七十二
	(略)	(略)
	(略)	(略)

五級地	(略)	(略)
	自立訓練 就労選択支援 就労移行支援	千分の千五十九
	(略)	(略)
六級地	(略)	(略)
	自立訓練 就労選択支援 就労移行支援	千分の千三十五
	(略)	(略)
七級地	(略)	(略)
	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 就労定着支援 自立生活援助 地域相談支援 計画相談支援	千分の千十八

五級地	(略)	(略)
	自立訓練 (新設) 就労移行支援	千分の千五十九
	(略)	(略)
六級地	(略)	(略)
	自立訓練 (新設) 就労移行支援	千分の千三十五
	(略)	(略)
七級地	(略)	(略)
	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練 (新設) 就労移行支援 就労定着支援 自立生活援助 地域相談支援 計画相談支援	千分の千十八

二 (略)

その他	(略) 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 地域相談支援 計画相談支援	(略) 千分の千
-----	---	-------------

二 (略)

その他	(略) 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 (新設) 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 地域相談支援 計画相談支援	(略) 千分の千
-----	---	-------------